

## 訪問看護料金表（医療保険）

健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険等の加入保険の負担金割合（1～3割）により算定します。各種公費負担が適用となる場合は、自己負担額が減額又は免除されます。

### ◎介護保険から医療保険への適用保険変更

介護保険の要支援・要介護認定を受けた方でも、次の場合は自動的に適用保険が介護保険から医療保険へ変更になります。

#### 1 厚生労働大臣が定める疾病等の場合

- ①末期の悪性腫瘍    ②多発性硬化症    ③重症筋無力症    ④スモン
- ⑤筋萎縮性側索硬化症    ⑥脊髄小脳変性症    ⑦ハンチントン病
- ⑧進行性筋ジストロフィー症
- ⑨パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、及びパーキンソン病<ホーエン・ヤールの重症分類がステージⅢ以上かつ生活機能障害Ⅱ度又はⅢ度の者に限る>）
- ⑩多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレガー症候群）
- ⑪プリオン病    ⑫亜急性硬化性全脳炎    ⑬ライソゾーム病
- ⑭副腎白質ジストロフィー    ⑮脊髄性筋萎縮症    ⑯球脊髄性筋萎縮症
- ⑰慢性炎症性脱髄性多発神経炎    ⑱後天性免疫不全症候群    ⑲頸髄損傷
- ⑳人工呼吸器を使用している者

#### 2 主治医より特別訪問看護指示書が交付された場合

### ◎基本料金明細

		金額	基本利用料（利用者負担金）		
			1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護基本療養費 (Ⅰ) (1日1回つき)	看護師週3日まで 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	¥5,550	¥560	¥1,110	¥1,665
	看護師による週4日目以降	¥6,550	¥665	¥1,310	¥1,965
緩和・褥瘡ケアの専門看護師(同一日に共同の訪問した場合)		¥12,850	¥1,290	¥2,570	¥3,860
* 同一建物内の複数（2人以上の利用者に同一に訪問した場合）					
訪問看護基本療養費 (Ⅱ) (1日につき)同一日2人 看護師等	週3日まで	¥5,550	¥560	¥1,110	¥1,670
	週4日目以降	¥6,550	¥660	¥1,310	¥1,970
訪問看護基本療養費	週3日まで	¥2,780	¥280	¥560	¥830

(Ⅱ) (1日につき)同一日3人以上9人以下 看護師等	週4日目以降	¥3,280	¥330	¥660	¥980	
訪問看護基本療養費 (Ⅱ) (1日につき)同一日10人以上19人以下 看護師等	週20日まで	¥2,760	¥280	¥560	¥830	
	週21日目以降	¥2,660	¥270	¥530	¥800	
訪問看護基本療養費(Ⅱ) (1日につき)同一日2人 理学療法士等		¥5,550	¥560	¥1,110	¥1,670	
訪問看護基本療養費(Ⅱ) (1日につき)同一日3人以上9人以下 理学療法士等		¥2,780	¥280	¥560	¥830	
緩和・褥瘡ケアの専門看護師(同一日に共同の訪問した場合)		¥12,850	¥1,290	¥2,570	¥3,860	
*在宅療養に備えた外泊時(入院中に1回、厚生労働省大臣が定める疾病等は入院中に2回)						
訪問看護基本療養費(Ⅲ)		¥8,500	¥850	¥1,700	¥2,550	
訪問看護管理療養費 (1日つき)	月の初日	¥7,710	¥770	¥1,540	¥2,310	
	イ.2回目以降 単一建物居住者20人未満	¥3,010	¥300	¥600	¥900	
	ロ(1).2回目以降 単一建物居住者20人以上49人以下 1月あたり訪問日数15日以下	¥2,500	¥250	¥500	¥750	
	ロ(2).2回目以降 単一建物居住者20人以上49人以下 1月あたり訪問日数16日以上24日以下	¥2,310	¥230	¥460	¥690	
	ロ(3).2回目以降 単一建物居住者20人以上49人以下 1月あたり訪問日数25日以上	¥2,210	¥220	¥440	¥660	
包括型訪問看護療養費 (1日につき)	イ.訪問看護時間 30分以上60分未満	単一建物居住者20人未満の場合	¥7,010	¥700	¥1,400	¥2,100
		単一建物居住者20人以上50人未満の場合	¥6,310	¥630	¥1,260	¥1,890

		単一建物居 住者 50 人以上 の場合	¥5,960	¥600	¥1,200	¥1,800
ロ.訪問看護時間 60分以上90分 未満		単一建物居 住者 20 人未 満の場合	¥11,010	¥1,100	¥2,200	¥3,300
		単一建物居 住者 20 人以 上 50 人未満 の場合	¥9,910	¥990	¥1,980	¥2,970
		単一建物居 住者 50 人以 上の場合	¥9,360	¥940	¥1,880	¥2,820
		単一建物居 住者 20 人未 満の場合	¥14,010	¥1,400	¥2,800	¥4,200
ハ.訪問看護時間 90分以上		単一建物居 住者 20 人以 上 50 人未満 の場合	¥13,730	¥1,370	¥2,740	¥4,110
		単一建物居 住者 50 人以 上の場合	¥13,450	¥1,350	¥2,700	¥4,050
早朝・夜間加算（6～8時・18時～22時）			¥2,100	¥210	¥420	¥630
深夜加算（22時～6時）			¥4,200	¥420	¥840	¥1,260
難病等複数回訪問加算	1日2回の訪問					
	(1)同一建物内1人又は2人		¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
	(2)同一建物内3人以上9人以下		¥4,000	¥400	¥800	¥1,200
	(3)同一建物内10人以上19人 以下		¥3,700	¥370	¥740	¥1,110
	1日3回以上の訪問					
	(1)同一建物内1人又は2人		¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400
	(2)同一建物内3人以上9人以下 月20日目まで		¥7,200	¥720	¥1,440	¥2,160
	(2)同一建物内3人以上9人以下 月21日目以降		¥6,900	¥690	¥1,380	¥2,070
	(2)同一建物内10人以上19人 以下 月20日目まで		¥6,300	¥630	¥1,260	¥1,890
	(2)同一建物内10人以上19人		¥5,200	¥520	¥1,040	¥1,560

	以下 月 21 日 目以降				
複数名訪問看護加算	イ.看護師等 週 1 日 *1				
	(1)同一建物内 1 人又は 2 人	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
	(2)同一建物内 3 人以上 9 人以下	¥4,000	¥400	¥800	¥1,200
	(3)同一建物 10 人以上 19 人	¥3,400	¥340	¥680	¥1,020
	ロ.准看護師 週 1 日				
	(1)同一建物内 1 人又は 2 人	¥3,800	¥380	¥760	¥1,140
	(2)同一建物内 3 人以上 9 人以下	¥3,400	¥340	¥680	¥1,020
	(3)同一建物 10 人以上 19 人	¥2,800	¥280	¥560	¥840
	ハ.その他職員 週 3 日				
	(1)同一建物内 1 人又は 2 人	¥3,000	¥300	¥600	¥900
	(2)同一建物内 3 人以上 9 人以下	¥2,700	¥270	¥540	¥810
	(3)同一建物 10 人以上 19 人	¥2,100	¥210	¥420	¥630

\*1 看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問

◎病状やご希望の契約により下記の料金が加算されます

	金額	基本利用料 (利用者負担金)		
		1 割負担	2 割負担	3 割負担
24 時間対応体制加算イ (1 月につき) *2	¥6,800/月	¥680	¥1,320	¥2,040
24 時間対応体制加算ロ (1 月につき) *2	¥6,520/月	¥650	¥1,300	¥1,960
訪問看護情報提供療養費 I (1 月につき) *3	¥1,500/月	¥150	¥300	¥450
緊急訪問看護加算 (1 日 1 回限り) *4 (月 14 日目まで)	¥2,650/日	¥265	¥530	¥800
緊急訪問看護加算 (1 日 1 回限り) *4 (月 15 日目以降)	¥2,000/日	¥200	¥400	¥600
特別管理加算 I *5 (特別な管理を必要とする重症度の高い方)	¥5,000/月	¥500	¥1,000	¥1,500
特別管理加算 II *6 (上記以外、特別な管理を必要とする方)	¥2,500/月	¥250	¥500	¥750
長時間訪問看護加算 (90 分以上の訪問に対して)	¥5,200/1 回	¥520	¥1,040	¥1,560
訪問看護ターミナルケア療養費 I *7	¥25,000	¥2,500	¥5,000	¥7,500
訪問看護ターミナルケア療養費 II *8	¥10,000	¥1,000	¥2,000	¥3,000
退院時共同指導加算 *9	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400
退院支援指導加算 *10	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800
退院支援指導加算 (1 日合計 90 分を超える場合) *10	¥8,400	¥840	¥1,680	¥2,520
在宅患者連携指導加算 *11	¥3,000	¥300	¥600	¥900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 *12	¥2,000	¥200	¥400	¥600
訪問看護医療 DX 情報活用加算 *13	¥50/月	¥5	¥10	¥15
訪問看護ベースアップ評価料 I *14	¥1,050/月	¥105	¥210	¥315
訪問看護医療情報連携加算	¥1,000/月	¥100	¥200	¥300

訪問看護物価対応料 1 イ * 15	月の初日の訪問の場合	¥ 60/日	¥ 6	¥ 12	¥ 18
訪問看護物価対応料 1 ロ	月の 2 回目以降の訪問の場合	¥ 20/日	¥ 2	¥ 4	¥ 6
訪問看護物価対応料 2	包括型訪問看護の算定の場合				

\*2 当該利用者の同意の上、必要に応じて緊急の訪問看護を行うことが出来る体制にある時、月に 1 回算定。24 時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組を行っている場合はイを算定。イ以外は、ロを算定。

\*3 当該利用者の同意の上、市町村に対して指定訪問看護の情報を提供する

\*4 主治医の指示により、緊急の訪問を行った場合に算定。月 14 日目までと月 15 日目以降で金額が変わる

\*5 在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理を受けている。又は、気管カニューレ・留置カテーテルを使用している場合に算定。

\*6 ①在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈管理栄養指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅持続用呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理・在宅肺高血圧症管理指導管理・在宅人口呼吸指導管理を受けている者。

②人口肛門または人口膀胱を設置している者。③真皮を超える褥瘡にある者。④在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定しているいずれかの場合に算定。

\*7 看護師等が、死亡日および死亡日前 14 日以内に 2 回以上訪問看護を実施し、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者及び家族等に対して説明をした上でターミナルケアを行った場合に算定する。

\*8 特別養護老人ホーム等で死亡した利用者（ターミナルケアを行った後、24 時間以内に特別養護老人ホーム等以外で死亡した者を含み、看取り介護加算等を算定している利用者に限る。）に対して、その主治医の指示により、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に、2 回以上指定訪問看護を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者及びその家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合に算定する。

\*9 医療機関等に入院・入院中の利用者又は家族に対して、主治医または施設職員とともに療養上の指導を行った場合に算定する。

\*10 退院する日に看護師等が療養上の指導を行った場合に算定。

\*11 訪問診療を実施している医療機関と文書等による情報共有を行い、看護師等がそれを踏まえた療養上の指導を行った場合、月 1 回に限り算定する。

\*12 利用者の急変等に伴い、医師の求めにより、介護支援専門員、薬剤師、看護師等が共同で患者宅に訪問しカンファレンスに参加し、療養上必要な指導を行った場合に算定する。

\*13 指定訪問看護ステーションにおいて、居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを通じて利用者の診療情報を取得し、当該情報を活用して質の高い医療を提供することに係る評価された加算。

\*14 看護職員の賃金改善を行った際に算定。

\*15 物価上昇に対応する加算。